

答 申 第 4 号

平成 1 7 年 1 0 月 2 8 日

長崎県教育委員会委員長

赤崎 眞弓 様

長崎県個人情報保護審査会

会 長 松井 修視

個人情報の開示の諾否決定に対する諮問について（答申）

平成 1 6 年 8 月 1 0 日付け 1 6 教職第 1 9 2 号で諮問のあったこのことについて、別紙のとおり答申します。

答 申（第4号）

第1 審査会の結論

長崎県教育委員会は、本件審査請求の対象となった個人情報、別表1のとおり一部不開示とした部分を除き開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 審査請求人は、改正前の長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号。以下「条例」という。）第12条第1項及び同条第2項の規定により、長崎県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）に対し、平成16年5月20日付けで「島原市教委による島原市立 小学校の特殊学級の問題についての報告書の中の （ の母親）に関する事項、 に関する事項」について、個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する個人情報が記録された公文書として、次のもの（以下「本件全行政文書」という。）を特定した。

(1) 島原市教育長所見

(2) 市教育委員会調査内容

陳情書に基づく聞き取り調査の結果について

(3) 小学校からの報告関係書類

特殊学級保護者の陳情書に基づく学校の調査について

交流給食の経緯について

特殊学級児童の実態

平成14年度・15年度児童出席簿コピー

その上で、本件全行政文書について、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示をしない理由を次のとおり付して、平成16年6月2日、審査請求人に通知した。

「条例第14条第1号、第3号及び第5号に該当する。

これらの文書には、本人以外の個人情報が含まれ、開示することにより、その者の正当な利益を害するおそれのあるものあるいは個人の評価に関する情報であって、当該個人の評価又は将来の同種の個人の評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものが含まれている。

また、事務事業に関する情報であって、開示することにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれている。」

3 審査請求人は、平成16年7月28日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5

条の規定により、本件処分を不服として、長崎県教育委員会委員長（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、内容の更なる公開を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び長崎県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）における意見陳述で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

(1) 学校の調査についてはほとんど非公開、島原市教育委員会の調査にいたっては全部非公開であり、学校がどのように報告し、島原市教育委員会がどのように調査結果をまとめたか全く明らかにされず、当事者として到底了解できないような開示の内容である。

ア 本人(当事者)からの直接の聞き取りのところまでも開示できない理由は何か。その理由が条例にどのように該当するか。

イ 学校の調査を部分的にしか開示できない理由は何か。その理由が条例にどのように該当するか。

ウ 島原市教育委員会の調査を開示できない理由は何か。その理由が条例にどのように該当するか。

(2) 学校からの報告関係書類のうち「交流給食の経緯について」非公開とした理由は何か。その理由が条例にどのように該当するか。

(3) 開示しない部分及びその理由について

ア 本人以外の個人情報が含まれ、開示することによって、その者の正当な利益を害するおそれがあるものと書かれているが、（当事者）の子供及び子供が在籍している特殊学級の運営に関することで、個人が特定できないよう個人名を非公開としても、記載事項までも非公開とする理由は何か。

イ 当該個人の評価又は将来同種の個人の評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼす内容があるものと書かれているが、非公開の部分で、個人の評価等の適正な執行に著しく支障が生じる場所はどの部分か。

ウ 事務事業に関する情報で、開示することにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと書かれているが、これらに該当するのは非公開のどの部分か。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第14条第1号の該当性について

開示請求があった個人情報（以下「本件個人情報」という。）のうち不開示とした部分には、開示請求者以外の者に関する個人情報である「氏名」、「月日」、「学校名」、「所属学年学級」、「文書番号」、「生年月日」、「年齢（児童）」、「担当学年」、「個人の私的な行動や発言及び個人の意向、反応、判断、感想、憶測などの個人の意見」、「出席簿」等の情報が記載されている。

個人名は明らかに特定の個人が識別されるものであり、個人名を除く情報についても他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得る情報である。

このようなことから、不開示とした部分に記載されている情報は、開示請求者以外の者に関する個人に関する情報であって、開示することにより、その者の正当な利益を害するおそれがあるものが記載されており、条例第14条第1号に該当する。

(2) 条例第14条第3号の該当性について

本件個人情報のうち不開示とした部分には、個人に関する評価等が記載されている。これらが仮に開示されることになれば、今後学校や関係教師が継続して行う本人に対する個人の評価等を適切かつ公正に行うことができなくなるおそれがある。また、今後反復又は継続して行われる本人以外の者に対する児童の個人の評価等を適切かつ公正に行うことができなくなるおそれや、今後の個人の評価等が抽象化、形骸化し、当該個人の評価等の目的及び意義が失われるおそれがあり、学習指導や生徒指導等日常の円滑な教育活動に支障をきたすおそれがある。

よって、不開示とした部分には、個人の評価等に関する情報が含まれており、この情報を開示することによって、評価等の過程やそれらの基準が知られることにより、その適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第14条第3号に該当する。

(3) 条例第14条第5号の該当性について

本件個人情報のうち不開示とした部分には、島原市教育委員会による教諭・保護者からの聴取内容、島原市教育委員会の行政管理運営上の情報、学校による教諭・保護者からの聴取内容、学校の学校管理運営上の情報等が記載されている。これらが仮に公開されることになれば、県教育委員会への報告の内容が簡素化・抽象化されたり、公正かつ的確な調査が困難になり、学校や関係教師に対する指導等当該事務事業の円滑な執行に支障をきたすおそれがある。また、教師と児童及び教師と保護者の信頼関係を損ない、学習指導や生徒指導等日常の円滑な教育活動に支障をき

たすおそれがある。

よって、不開示とした部分には、開示することにより、学校の教育活動の公正かつ適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの又は開示することにより当該事務事業に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれ、その円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがある情報が含まれており、条例第14条第5号に該当する。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、県の実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、県政の適正な運営に資することを目的として制定されたものであり、自己情報の開示請求にあっては、本人の個人情報について原則開示の理念のもと解釈、運用されなければならない。

審査会は、この原則開示の理念等に立って、条例を解釈し、判断する。

2 本件全行政文書について

本件全行政文書のうち、平成14年度・平成15年度児童出席簿コピーについては、特殊学級児童の出席状況という事実が記録されたものであり、他の文書とは性格が異なるため別途判断することとし、まず、これ以外の文書(以下「本件行政文書」という。)について、以下判断する。

3 条例第14条第1号該当性について

条例第14条第1号は、「開示請求者以外の者の個人情報が含まれている情報であって、開示することにより、その者の正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定している。これは、開示請求者の個人情報と開示請求者以外の個人(以下「第三者」という。)の情報が混在し、複数の当事者の個人情報が相互に関わり合っているような場合で、開示することにより第三者の正当な利益を害するおそれがあるときは不開示として保護することとしたものである。同号に規定する「その者の正当な利益を害する」とは、法令等又は社会通念に照らし、その者の有する利益が侵害されることをいうが、その「おそれがある」かどうかは、開示請求者と当該個人との関係、当該個人情報の内容等を勘案して個別具体的に判断することになる。

実施機関は、本件行政文書の中の開示請求者以外の者、例えば保護者、児童及び教諭等に関する情報を同号該当として不開示としている。その中には、「氏名」のほか「月日」、「学校名」、「所属学年学級」、「文書番号」、「学年」、「個人の言動等」が含まれている。

これらのうち、開示請求者以外の者に関する情報で、保護者及び児童が特定されう

る氏名については、本件のごとく児童の教育・指導に関わり、とくに児童、教師、保護者の三者の相互信頼を基礎とする教育活動においては、特に慎重な取扱いが要請される。また、氏名といえども自己情報コントロール権の範囲内とされる今日にあっては、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるものと認められ、本号に該当するものとして不開示とすることが適当である。(理由)

ただし、実施機関が同号該当とした教諭や県議会議員の氏名については、開示請求者以外の者が特定される情報ではあるものの、公務員の職務の遂行に係るものであり開示することにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるものとは認められず、本号には該当しないものとして開示することが適当である。(理由)

なお、誰の発言かを明記するかたちで表示されていた氏名を不開示とした場合、後に残る発言内容には、開示請求者以外の児童や保護者の言動等が、そのままの言葉を引用するなどして直接的かつ細かく記載され、また、それらの中には、個人の意向や心情など、人の内心に関わるものも多く含まれている。よって、これらの情報が開示されると、当該第三者の権利利益を侵害する可能性があり、本号に該当するものとして不開示とすることが適当である。(理由)

また、「月日」、「学校名」、「所属学年学級」、「文書番号」、「学年」については他の情報と照合することにより特定の個人が識別される可能性のある情報ではあるが、それらの開示により、直ちに第三者の正当な利益を害するおそれがあるとはいえないのであるから、本号には該当しないものとして開示することが適当である。(理由)

学校や島原市教育委員会からの聞き取り調査に対して教諭が答えたことの中には、そこで話された言葉がそのまま転記されたものや、教員個人の価値判断や信条にかかわるものがあり、そのまま開示されるとその教諭の正当な利益を害するおそれがあるものが含まれている。このようなものについては、本号に該当するものとして不開示とすることが適当である。(理由)

また、市教育委員会調査内容や 小学校からの報告関係書類に記載された特殊学級保護者一同からの陳情書の内容を転記した部分については、開示請求者も陳情者のうちの一人で当然その内容を承知しており、開示請求者の個人情報であると考えることができる。また、それらの情報の中には、開示請求者以外の他の陳情者の個人に関する情報が含まれているが、同情報は当該開示請求者を含む陳情者の話し合いの下に作成されたものであって、開示請求者と他の陳情者は同じ情報を共有していたということができ、それらが開示されても、開示請求者以外の者(他の陳情者)の正当な利益を害するおそれはないと思われるので、本号には該当しないものとして開示することが適当である。(理由)

さらに、「陳情書に基づく聞き取り調査の結果について」と題する文書の陳情書及び聞き取り内容欄において実施機関が、誰の情報か不明で開示請求者の情報と特定できないため不開示としている部分についても、聞き取り調査が開示請求者を含む保護者が同席して行われたという状況から、開示請求者と他の同席者は同じ情報を共有し

ていたということができ、陳情書に基づいて行われた聞き取り調査の内容につき、誰の発言かわからない部分については、それらを開示しても、開示請求者以外の者（同席の保護者）の正当な利益を害するおそれはないと考えられるので、本号には該当しないものとして開示することが適当である。（理由 ）

4 条例第14条第3号該当性について

条例第14条第3号は、「個人の評価、指導、診断、選考、試験等に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。これは、開示すことにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報については開示しないことを定めたものである。

実施機関は、不開示とした部分には、個人の評価等に関する情報が含まれており、この情報を開示することによって、評価等の過程やそれらの基準が知られることにより、その適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第14条第3項に該当すると主張する。

「特殊学級児童の実態」に係る文書は児童に対する評価を含むもので、開示請求者本人に係るものであっても、開示されることにより、今後学校や関係教師が継続して行う本人に対する個人の評価等を適切かつ公正に行うことができなくなるおそれがある。また、今後反復又は継続して行われる本人以外の者に対する児童の個人の評価等を適切かつ公正に行うことができなくなるおそれや、今後の個人の評価等が抽象化、形骸化し、当該個人の評価等の目的及び意義が失われるおそれがあり、学習指導や生徒指導等日常の円滑な教育活動に支障をきたすおそれがある。また、同文書には、更に評価の前提となる事柄や指導方法が記載されており、これらについても、上記と同様のおそれがあるものと考えられる。したがって、本号に該当するものとして不開示とすることが適当である。

ただし、この場合の児童に対する評価等の部分は、教師の日常の教育活動の中で、本人・保護者に適切な方法で伝えられるべきであり、理解を求めながら児童の更なる能力向上・発達に有効に活かされなければならない。また、このような極めてセンシティブな情報は、本来的には教育の専門性の観点から教育の現場である各学校において責任をもって管理されるべきものであり、調査のためであれ容易に教育行政の場に持ち出されてはならないものである。

5 条例第14条第5号該当性について

条例第14条第5号は、「県の機関、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。これは、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支

障を及ぼすおそれがある情報については開示しないことを定めたものである。

実施機関は、島原市教育委員会による教諭・保護者からの聴取内容、島原市教育委員会の行政管理運営上の情報、学校による教諭・保護者からの聴取内容、学校の学校管理運営上の情報等が仮に公開されることになれば、県教育委員会への報告の内容が簡素化・抽象化されたり、公正かつ的確な調査が困難になり、学校や関係教師に対する指導等当該事務事業の円滑な執行に支障をきたすおそれがあり、また、教師と児童及び教師と保護者の信頼関係を損ない、学習指導や生徒指導等日常の円滑な教育活動に支障をきたすおそれがあると主張する。

しかしながら、本件処分において実施機関が本件行政文書の一部を開示していることから明らかなように、記載されている情報の内容や質によっては、本号に該当しない部分もありうるのであって、条例が開示を原則とし、厳格な解釈を要請していることから、慎重な審査が必要となる。本件行政文書に記載されている情報のうち実施機関が本号に該当するとしている情報は多岐にわたるため、以下、類型化して整理検討を行う。

ア 本件行政文書に記載されている情報について

本件行政文書に記載されている情報のうち、実施機関が本号に該当するとしている情報を分類すると以下のとおりである。

- (ア) 文書番号、学校名、公文書の受付月日、公文書を発出した日付、学期、特殊学級の名称、校長名、公印の印影
- (イ) 学校による教諭への聞き取り内容や保護者への対応、児童への個別の対応や指導、諸情報をもとにした学校の判断等
- (ウ) 島原市教育委員会による教諭等への聞き取り内容や諸情報をもとにした判断

イ 文書番号、学校名、公文書の受付月日、公文書を発出した日付、学期、特殊学級の名称、校長名、公印の印影

実施機関は、これらの情報が開示され学校名が明らかになると、児童への影響があり、教師と児童及び教師と保護者の信頼関係を損ない、学習指導や生徒指導等の円滑な教育活動に支障をきたすおそれがあるとも主張する。しかし、保護者が自分の子どもが通っている学校名を知らないはずはなく、開示請求者である保護者に対してこれらの情報を不開示とする合理的な理由はないのであるから、本号には該当しないものとして開示することが適当である。

公文書の写しの交付を受けた開示請求者が、その写しをどのように利用するかについては条例の規定の及ぶところではない。

ウ 学校による教諭への聞き取り内容や保護者への対応、児童への対応や指導、諸情報をもとにした学校の判断等

本件行政文書の作成に当たって学校による教諭への聞き取りが行われているが、このような学校内における事情の聴取は、聴取を受ける者の率直な発言を期待し、通常は発言内容の開示を前提とせずに行われるものである。本件においても、教諭は非公開を前提として意見を述べているものと考えられる。本件事情聴取の聞き取り内容は、本件に関する学校の最終的な判断を示すものではなく、また、この場合、聞き取り内容を全面的に開示することになると、今後の同種の事情聴取においても、教育行政及び学校運営の遂行上必要な情報が得られなくなる可能性が、十分に考えられる。よって、本件聞き取り調査の内容の開示は、学校における公正かつ的確な調査を困難とし、学校や関係教師に対する指導等当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、本号に該当するものとして不開示とすることが適当である。(理由)

学校の保護者への対応、児童への対応や指導については、事実のみが記載されていると判断されるので、その限りにおいて、開示することにより、公正かつ的確な調査が困難になり、学校や関係教師に対する指導等当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、本号には該当しないものとして開示することが適当である。(理由)

また、上記の諸情報をもとにした学校の判断等は、学校の管理運営上の情報ではあるが、学校側のこの調査に関する最終的な結論であるから、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、本号には該当しないものとして開示することが適当である。(理由) 本件行政文書が開示請求者等により作成された陳情書が発端となったという経緯からしても、不開示とすることは適当でない。

エ 島原市教育委員会による教諭等への聞き取り内容や諸情報をもとにした判断

本件行政文書の作成に当たって島原市教育委員会による教諭や開示請求者以外の保護者への聞き取りが行われているが、このような聞き取り調査についても、上記学校における事情の聴取と同様、通常は発言内容の開示を前提とせずに行われるものと考えられる。理由も上記学校における場合と同じである。よって、本件聞き取り内容の開示は、島原市教育委員会による公正かつ的確な調査を困難とし、学校や関係教師に対する指導等当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、本号に該当するものとして不開示とすることが適当である。(理由)

しかしながら、教諭への聞き取り内容であっても、事実争いのないものについては前述のようなおそれはないと認められるので、本号には該当しないものとして開示することが適当である。(理由)

また、諸情報をもとにした島原市教育委員会の判断等は、島原市教育委員会のこの調査に関する最終的な結論であり、本件調査結果の関係者に対する最終報告と考

えうるものである。よって、当該委員会の判断等は、行政管理運営上の重要な情報ではあるが、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、本号には該当しないものとして開示することが適当である。(理由) 本件行政文書が開示請求者等により作成された陳情書が発端となったという経緯からしても、不開示とすることは適当でない。

6 平成14年度・15年度児童出席簿コピーについて

ここで、「平成14年度・15年度児童出席簿コピーについて」を判断する。

37ページから56ページにかけて実施機関は、担任名、印影、本人以外の児童の氏名と出欠記録、欠席者数、出席者数、授業日数及び本月末在籍について不開示としている。担任名及び印影は、開示請求者である保護者の子どもの通っている学級に関する事で、保護者として当然知っており、また、不開示とする合理的な理由はないのであるから、欠席者数、出席者数、授業日数及び本月末在籍については、特定の個人が識別されず、したがって開示請求者以外の者の正当な利益を害するおそれはないのであるから、条例第14条第1号には該当しないものとして開示することが適当である。

(理由)

また、57ページから76ページにかけて実施機関は、児童の氏名、特殊学級の名称、担任名、印影など全てを不開示としているが、これらの情報は、保護者たる開示請求者の子どもが所属しない他の学級の子どもたちの氏名・出欠状況等に関わるもので、もともと開示請求者の個人情報とはいえず、同情報が記載された出席簿コピーは、開示請求に対応する個人情報が記録された公文書ではなく、実施機関のいう開示対象公文書から除外されるべきである。(理由)

7 結論

以上、1から6までを踏まえ、実施機関が不開示とした部分について審査会が行った判断は、別表1のとおりである。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審議経過は、別記のとおりである。

審査会の審査経過

回	開 催 日	審 議 検 討 内 容
1	平成16年 8月11日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
2	平成16年 9月 3日	・ 諮問実施機関から理由説明書を受理
3	平成16年 9月28日	・ 審査請求人からの意見書を受理
4	平成17年 1月20日	・ 概要説明及び審議
5	平成17年 2月28日	・ 実施機関からの意見聴取及び審議
6	平成17年 3月11日	・ 不服申立人からの意見聴取及び審議
7	平成17年 3月24日	・ 審議
8	平成17年 4月26日	・ 審議
9	平成17年 5月16日	・ 審議
10	平成17年 6月 6日	・ 審議
11	平成17年 7月 5日	・ 審議
12	平成17年 7月26日	・ 審議
13	平成17年 8月22日	・ 審議
11	平成17年 9月 7日	・ 審議
12	平成17年10月11日	・ 審議
13	平成17年10月24日	・ 審議

参 考

長 崎 県 個 人 情 報 保 護 審 査 会 委 員 名 簿

役 職	氏 名	職 業
会 長	まつい しゅうじ 松 井 修 視	県立長崎シーボルト大学教授
会長職務代理者	きた しげお 北 稔 郎	弁護士
委 員	いくの まさかた 生 野 正 剛	長崎大学環境科学部教授
委 員	かわい こうじ 河 井 耕 治	弁護士
委 員	ながの くみこ 長 野 久 美 子	人権擁護委員

(敬 称 略)

別表1 実施機関の判断に対する審査会の判断(諮問第4号)

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
1	1行目7文字目及び8文字目							開示		第5-3- 第5-5-イ
	6行目5文字目及び6文字目							開示		第5-3- 第5-5-イ
	12行目2文字目及び3文字目							開示		第5-3- 第5-5-イ
	受付月日							開示		第5-3- 第5-5-イ
2	1行目8文字目から10文字目まで							開示		第5-3- 第5-5-イ
	2行目6文字目、8文字目及び9文字目							開示		第5-3- 第5-5-イ
	7行目5文字目及び6文字目							開示		第5-3- 第5-5-イ
	13行目2文字目及び3文字目							開示		第5-3- 第5-5-イ
3	1行目6文字目、8文字目及び9文字目							開示		第5-3- 第5-5-イ
	6行目5文字目及び6文字目							開示		第5-3- 第5-5-イ
	7行目10文字目及び11文字目							開示		第5-3- 第5-5-イ
	12行目10文字目から12文字目まで							開示		第5-3- 第5-5-イ
4	左側の欄1行目行頭から2行目行末まで							開示		第5-3-
	真ん中の欄1行目行頭から6行目行末まで							開示		第5-5-ウ-
	真ん中の欄7行目行頭から16行目行末まで							不開示		第5-3-、 第5-5-ウ-
	右側の欄1行目行頭から2行目行末まで							開示		第5-3- 第5-5-エ-
	右側の欄3行目行頭から8行目行末まで							部分開示	右側の欄3行目行頭から4行目行末まで	第5-3- 第5-5-エ-、
	右側の欄9行目行頭から10行目行末まで							開示		第5-5-エ-
5	左側の欄6行目行頭から18行目行末まで							部分開示	左側の欄6行目行頭から16行目行末まで	第5-3-、
	左側の欄20行目6文字目及び7文字目							開示		第5-3-
	真ん中の欄5行目10文字目から12文字目まで							不開示		第5-3-
	真ん中の欄5行目15文字目から17文字目まで							不開示		第5-3-
	真ん中の欄7行目3文字目から9行目行末まで							不開示		第5-3-、
	真ん中の欄10行目行頭から12行目行末まで							部分開示	真ん中の欄10行目行頭から行末まで	第5-3-、 第5-5-ウ-

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断			審査会の判断					
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
5	真ん中の欄13行目1文字目及び2文字目							開示		第5-3-
	真ん中の欄14行目行頭から15行目行末まで							不開示		第5-3-、
	真ん中の欄20行目行頭から21行目行末まで							不開示		第5-3-、
	右側の欄1行目1文字目及び2文字目							開示		第5-3-
	右側の欄2行目行頭から3行目行末まで							部分開示	右側の欄2行目行頭から4文字目まで	第5-5-工-
	右側の欄4行目行頭から行末まで							不開示		第5-3-、
	右側の欄7行目行頭から8行目行末まで							不開示		第5-3-、
	右側の欄9行目行頭から12行目行末まで							部分開示	右側の欄9行目行頭から4文字目まで	第5-3-、
	右側の欄13行目行頭から行末まで							開示		第5-5-工-
6	左側の欄15行目18文字目及び19文字目							開示		第5-3-
	左側の欄20行目19文字目及び20文字目							開示		第5-3-
	左側の欄24行目行頭から30行目行末まで							不開示		第5-3-、
	真ん中の欄3行目17文字目から4行目行末まで							不開示		第5-3- 第5-5-ウ-
	真ん中の欄5行目行頭から6行目行末まで							部分開示	真ん中の欄5行目行頭から4文字目まで	第5-3- 第5-5-ウ-
	真ん中の欄7行目行頭から9行目行末まで							部分開示	真ん中の欄7行目行頭から4文字目まで	第5-3-、 第5-5-ウ-
	右側の欄1行目行頭から4行目行末まで							部分開示	右側の欄1行目行頭から4文字目まで	第5-3- 第5-5-工-
	右側の欄5行目行頭から8行目行末まで							部分開示	右側の欄5行目行頭から4文字目まで	第5-3-、 第5-5-工-
	右側の欄9行目行頭から10行目行末まで							開示		第5-5-工-
7	左側の欄8行目行頭から9行目行末まで							部分開示	左側の欄8行目行頭から14文字目まで 左側の欄9行目行頭から4文字目まで	第5-3-、
	左側の欄10行目行頭から11行目7文字目まで							開示		第5-3-、
	真ん中の欄1行目行頭から行末まで							開示		第5-5-ウ-
	右側の欄1行目行頭から2行目行末まで							不開示		第5-3-、 第5-5-工-
	右側の欄3行目行頭から5行目行末まで							部分開示	右側の欄3行目行頭から4文字目まで	第5-3-、 第5-5-工-
	右側の欄6行目行頭から7行目行末まで							開示		第5-5-工-

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断			審査会の判断					
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
8	左側の欄6行目行頭から17行目行末まで							不開示		第5-3-
	真ん中の欄2行目行頭から9文字目まで							開示		第5-3- 第5-5-イ
	真ん中の欄3行目4文字目から8文字目まで							不開示		第5-3-
	真ん中の欄3行目11文字目から行末まで							部分開示	真ん中の欄3行目11文字目 真ん中の欄3行目14文字目から行末まで	第5-3-
	真ん中の欄4行目行頭から20行目行末まで							不開示		第5-3-
	右側の欄1行目行頭から4行目行末まで							部分開示	右側の欄1行目行頭から行末まで	第5-3- 第5-5-エ
	右側の欄5行目行頭から7行目行末まで							部分開示	右側の欄5行目行頭から行末まで	第5-3- 第5-5-エ
	右側の欄8行目行頭から行末まで							開示		第5-5-エ
9	左側の欄1行目行頭から4行目行末まで							開示		第5-3-
	左側の欄5行目行頭から18行目行末まで							部分開示	左側の欄5行目行頭から行末まで	第5-3-
	真ん中の欄1行目行頭から行末まで							開示		第5-5-ウ
	右側の欄1行目行頭から3行目行末まで							部分開示	右側の欄1行目行頭から4文字目まで	第5-3- 第5-5-エ
	右側の欄4行目行頭から6行目行末まで							部分開示	右側の欄4行目行頭から4文字目まで	第5-3- 第5-5-エ
	右側の欄7行目行頭から行末まで							開示		第5-5-エ
10	左側の欄1行目行頭から2行目行末まで							開示		第5-3-
	左側の欄3行目行頭から17行目行末まで							部分開示	左側の欄3行目行頭から行末まで	第5-3-
	真ん中の欄1行目行頭から7行目行末まで							不開示		第5-3- 第5-5-ウ
	右側の欄1行目行頭から2行目行末まで							部分開示	右側の欄1行目行頭から4文字目まで	第5-3- 第5-5-エ
	右側の欄3行目行頭から4行目行末まで							部分開示	右側の欄3行目行頭から3文字目まで	第5-5-エ
	右側の欄5行目行頭から6行目行末まで							開示		第5-5-エ
11	左側の欄10行目6文字目及び7文字目							開示		第5-3-
	左側の欄12行目14文字目及び15文字目							開示		第5-3-
	左側の欄14行目21文字目から15行目4文字目まで							不開示		第5-3-

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断			審査会の判断					
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
11	左側の欄15行目6文字目及び7文字目							開示		第5-3-
	左側の欄24行目1文字目及び2文字目							開示		第5-3-
	左側の欄26行目4文字目から8文字目まで							不開示		第5-3-
	右側の欄1行目行頭から5行目行末まで							部分開示	右側の欄1行目行頭から行末まで	第5-3-、 第5-5-エ-
	右側の欄6行目行頭から18行目行末まで							部分開示	右側の欄6行目行頭から行末まで	第5-3-、 第5-5-エ-
	右側の欄19行目行頭から20行目行末まで							開示		第5-5-エ-
12	左側の欄1行目行頭から17行目行末まで							開示		第5-3-
	真ん中の欄1行目行頭から3行目行末まで							開示		第5-5-ウ-
	真ん中の欄4行目行頭から5行目行末まで							不開示		第5-5-ウ-
	真ん中の欄6行目行頭から9行目行末まで							開示		第5-5-ウ-
	真ん中の欄10行目行頭から30行目行末まで							不開示		第5-3-、 第5-5-ウ-
	右側の欄1行目行頭から7行目行末まで							部分開示	右側の欄1行目行頭から行末まで	第5-3- 第5-5-エ-
	右側の欄8行目行頭から15行目行末まで							部分開示	右側の欄8行目行頭から行末まで	第5-3-、 第5-5-エ-
	右側の欄16行目行頭から行末まで							開示		第5-5-エ-
13	上の枠真ん中の欄1行目行頭から5行目行末まで							不開示		第5-3- 第5-5-ウ-
	下の枠左側の欄4行目行頭から8行目行末まで							開示		第5-3-
	下の枠真ん中の欄4行目行頭から5行目行末まで							不開示		第5-3-、
	下の枠真ん中の欄8行目行頭から11行目行末まで							不開示		第5-3-、
	下の枠真ん中の欄12行目行頭から行末まで							開示		第5-5-ウ-
	下の枠右側の欄1行目行頭から3行目行末まで							部分開示	下の枠右側の欄1行目行頭から行末まで	第5-3- 第5-5-エ-
	下の枠右側の欄4行目行頭から行末まで							開示		第5-5-エ-
14	上の枠左側の欄1行目行頭から8行目行末まで							開示		第5-3-、
	上の枠真ん中の欄1行目行頭から6行目行末まで							開示		第5-5-ウ-

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断			審査会の判断					
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
14	上の枠右側の欄1行目行頭から5行目行末まで							部分開示	上の枠右側の欄1行目1文字目及び2文字目	第5-3- 第5-5-エ-
	上の枠右側の欄6行目行頭から7行目行末まで							開示		第5-5-エ-
	下の枠左側の欄1行目行頭から10行目行末まで							開示		第5-3-
	下の枠真ん中の欄1行目行頭から8行目行末まで							開示		第5-5-ウ-
	下の枠右側の欄1行目行頭から行末まで							開示		第5-5-エ-
15	上の枠左側の欄1行目行頭から3行目行末まで							開示		第5-3-
	上の枠真ん中の欄1行目行頭から3行目行末まで							不開示		第5-5-ウ-
	上の枠右側の欄1行目行頭から行末まで							部分開示	上の枠右側の欄1行目1文字目及び2文字目	第5-3- 第5-5-エ-
	上の枠右側の欄2行目行頭から4行目行末まで							開示		第5-5-エ-
	下の枠左側の欄1行目行頭から6行目行末まで							開示		第5-3-
	下の枠左側の欄7行目行頭から9行目行末まで							部分開示	下の枠左側の欄7行目行頭から9行目1文字目まで 下の枠左側の欄9行目7文字目から行末まで	第5-3-、
	下の枠左側の欄10行目行頭から16行目行末まで							開示		第5-3-
	下の枠真ん中の欄1行目行頭から4行目行末まで							開示		第5-5-ウ-
	下の枠右側の欄1行目行頭から行末まで							開示		第5-5-エ-
	下の枠右側の欄2行目行頭から5行目行末まで							部分開示	下の枠右側の欄2行目行頭から4文字目まで	第5-3-、 第5-5-エ-
	下の枠右側の欄6行目行頭から10行目行末まで							部分開示	下の枠右側の欄6行目1文字目及び2文字目	第5-3- 第5-5-エ-
	下の枠右側の欄11行目行頭から行末まで							開示		第5-5-エ-
16	左側の欄1行目行頭から3行目行末まで							開示		第5-3-
	左側の欄4行目行頭から17行目行末まで							部分開示	左側の欄4行目行頭から行末まで	第5-3-、
	左側の欄18行目行頭から21行目行末まで							部分開示	左側の欄18行目行頭から行末まで	第5-3-、

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断			審査会の判断					
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
16	左側の欄22行目行頭から25行目行末まで							部分開示	左側の欄22行目行頭から3文字目まで 左側の欄22行目7文字目から23行目行末まで	第5-3-、
	真ん中の欄1行目行頭から6行目行末まで							不開示		第5-3-、 第5-5-ウ-
	右側の欄1行目行頭から3行目行末まで							部分開示	右側の欄1行目行頭から行末まで	第5-3- 第5-5-エ-
	右側の欄4行目行頭から5行目行末まで							開示		第5-5-エ-
17	左側の欄1行目行頭から4行目行末まで							開示		第5-3-
	左側の欄5行目行頭から7行目行末まで							部分開示	左側の欄5行目行頭から6行目14文字目まで 左側の欄6行目18文字目から7行目行末まで	第5-3-
	真ん中の欄1行目行頭から7行目行末まで							不開示		第5-3-、 第5-5-ウ-
	右側の欄1行目行頭から3行目行末まで							部分開示	右側の欄1行目行頭から行末まで	第5-3- 第5-5-エ-
	右側の欄4行目行頭から5行目行末まで							開示		第5-5-エ-
18	左側の欄1行目行頭から6行目行末まで							開示		第5-3-
	左側の欄7行目行頭から16行目行末まで							部分開示	左側の欄7行目行頭から行末まで	第5-3-、
	真ん中の欄1行目行頭から26行目行末まで							部分開示	真ん中の欄1行目行頭から5行目行末まで	第5-3-、
	右側の欄1行目行頭から2行目行末まで							部分開示	右側の欄1行目行頭から行末まで	第5-3- 第5-5-エ-
	右側の欄3行目行頭から7行目行末まで							部分開示	右側の欄3行目行頭から行末まで	第5-3-、 第5-5-エ-
	右側の欄8行目行頭から9行目行末まで							開示		第5-5-エ-
19	左側の欄5行目行頭から6行目行末まで							不開示		第5-3-、
	左側の欄8行目行頭から18行目行末まで							部分開示	左側の欄10行目行頭から18行目行末まで	第5-3-、
	真ん中の欄1行目3文字目から8文字目まで							不開示		第5-3-
	真ん中の欄2行目15文字目及び16文字目							不開示		第5-3-
	真ん中の欄4行目行頭から6行目行末まで							不開示		第5-3-、
	右側の欄1行目行頭から3行目行末まで							部分開示	右側の欄1行目行頭から行末まで	第5-3- 第5-5-エ-

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断			審査会の判断					
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
19	右側の欄4行目行頭から9行目行末まで							部分開示	右側の欄4行目行頭から行末まで 右側の欄7行目行頭から9行目行末まで	第5-3- 第5-5-エ-
20	左側の欄1行目行頭から6行目行末まで							開示		第5-3-
	左側の欄7行目行頭から20行目行末まで							部分開示	左側の欄7行目行頭から行末まで	第5-3-、
	真ん中の欄1行目行頭から3行目行末まで							不開示		第5-3-、 第5-5-ウ-
	真ん中の欄4行目行頭から8行目行末まで							部分開示	真ん中の欄4行目行頭から4文字目まで	第5-3-、
									真ん中の欄4行目7文字目から5行目5文字目まで	
									真ん中の欄5行目8文字目から6行目行末まで	
	真ん中の欄9行目行頭から10行目行末まで							開示		第5-5-エ-
	右側の欄1行目行頭から4行目行末まで							部分開示	右側の欄1行目行頭から4文字目まで	第5-3- 第5-5-エ-
右側の欄5行目行頭から18行目行末まで							不開示		第5-3-、 第5-5-エ-	
右側の欄19行目行頭から24行目行末まで							部分開示	右側の欄19行目行頭から4文字目まで	第5-3- 第5-5-エ-	
21	1行目3文字目から5文字目まで							開示		第5-3- 第5-5-イ
	1行目8文字目及び9文字目							開示		第5-3- 第5-5-イ
	2行目6文字目、8文字目及び9文字目							開示		第5-3- 第5-5-イ
	5行目5文字目及び6文字目							開示		第5-3- 第5-5-イ
	6行目3文字目から7文字目まで							開示		第5-3- 第5-5-イ
	公印の印影							開示		第5-3- 第5-5-イ
	10行目行頭から行末まで							開示		第5-3-
	11行目行頭から18行目行末まで							部分開示	16行目行頭から18行目行末まで	第5-3-、 第5-5-ウ-
	23行目38文字目から40文字目まで							不開示		第5-3-
	23行目43文字目から45文字目まで							不開示		第5-3-
	25行目行頭から26行目行末まで							部分開示	26行目行頭から行末まで	第5-3-、 第5-5-ウ-
	28行目行頭から29行目行末まで							不開示		第5-3-、

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断			審査会の判断					
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
21	32行目行頭から行末まで							不開示		第5-3-、
22	4行目行頭から6行目行末まで							不開示		第5-3-、
	9行目行頭から行末まで							不開示		第5-3-、
	13行目行頭から14行目行末まで							不開示		第5-3-、
	15行目行頭から6文字目まで							開示		第5-3-
	15行目11文字目から18文字目まで							不開示		第5-3-
	15行目21文字目							開示		第5-3-
	17行目行頭から18行目行末まで							開示		第5-5-ウ-
	19行目行頭から35文字目まで							不開示		第5-5-ウ-
	19行目40文字目から43文字目まで							開示		第5-3- 第5-5-イ
	20行目13文字目及び14文字目							開示		第5-3-
	20行目42文字目及び43文字目							開示		第5-3-
	20行目47文字目及び21行目1文字目							開示		第5-3-
	21行目20文字目から22文字目まで							不開示		第5-3-
	21行目25文字目から28文字目まで							不開示		第5-3-
	21行目34文字目から37文字目まで							開示		第5-3- 第5-5-イ
	23行目行頭から行末まで							不開示		第5-3- 第5-5-ウ-
	24行目行頭から26行目行末まで							開示		第5-3-
27行目行頭から行末まで							開示		第5-5-ウ-	
28行目行頭から行末まで							開示		第5-3-	
29行目行頭から30行目行末まで							不開示		第5-3-、	
23	1行目行頭から7行目行末まで							不開示		第5-3-、
	8行目行頭から9行目行末まで							開示		第5-3-
	10行目行頭から行末まで							開示		第5-5-ウ-
	11行目行頭から行末まで							開示		第5-3-
ペ	本件行政文書のうち実	実施機関の判断			審査会の判断					

I ジ	施機関が不開示とした部分	不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
23	12行目行頭から16行目行末まで							不開示		第5-3- 、 第5-5-ウ-
	21行目行頭から22行目行末まで							不開示		第5-3- 第5-5-ウ-
	24行目行頭から行末まで							不開示		第5-3- 第5-5-ウ-
	25行目行頭から30行目行末まで							開示		第5-3-
24	1行目行頭から3行目行末まで							開示		第5-3-
	4行目行頭から5行目行末まで							開示		第5-5-ウ-
	6行目行頭から行末まで							不開示		第5-5-ウ-
	7行目行頭から8行目行末まで							開示		第5-5-ウ-
	9行目行頭から22行目行末まで							不開示		第5-3- 、 第5-5-ウ-
	25行目行頭から27行目行末まで							開示		第5-3-
	28行目11文字目から15文字目まで							開示		第5-3-
	31行目行頭から38行目行末まで							不開示		第5-3- 、
25	8行目行頭から17行目行末まで							不開示		第5-3- 、
	18行目行頭から行末まで							開示		第5-5-ウ-
	19行目行頭から20行目行末まで							開示		第5-3-
	21行目行頭から行末まで							開示		第5-3- 第5-5-ウ-
	22行目行頭から24行目行末まで							部分開示	22行目35文字目から24行目行末まで	第5-3- 第5-5-ウ- 、
	25行目行頭から26行目行末まで							不開示		第5-3- 第5-5-ウ-
	27行目行頭から31行目行末まで							開示		第5-3-
	26	1行目行頭から5行目行末まで							開示	
6行目行頭から行末まで								開示		第5-3-
7行目行頭から8行目行末まで								不開示		第5-5-ウ-
9行目行頭から11行目行末まで								開示		第5-3-
12行目行頭から19行目行末まで								部分開示	14行目行頭から17行目行末まで	第5-3- 第5-5-ウ- 、

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断			審査会の判断					
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
26	20行目行頭から21行目行末まで							開示		第5-3-
	22行目行頭から25行目行末まで							不開示		第5-3-、 第5-5-ウ-
	26行目行頭から27行目行末まで							開示		第5-3-
27	1行目行頭から5行目行末まで							部分開示	1行目行頭から行末まで	第5-3-、 第5-5-ウ-
	6行目行頭から8行目行末まで							開示		第5-3-
	9行目行頭から23行目行末まで							部分開示	9行目行頭から12行目行末まで	第5-3-、
	27行目行頭から6文字目まで							不開示		第5-3-
	27行目36文字目から38文字目まで							不開示		第5-3-
	28行目16文字目から29行目行末まで							不開示		第5-3-、
	30行目行頭から31行目行末まで							開示		第5-5-ウ-
	32行目行頭から33行目行末まで							開示		第5-3-
28	1行目行頭から行末まで							開示		第5-3-
	2行目行頭から6行目行末まで							部分開示	2行目行頭から行末まで	第5-3-、 第5-5-ウ-
	7行目行頭から11行目行末まで							部分開示	7行目行頭から行末まで	第5-3-、 第5-5-ウ-
	12行目行頭から14行目行末まで							部分開示	12行目行頭から35文字目まで 12行目40文字目から14行目行末まで	第5-3-
	15行目行頭から19行目行末まで							部分開示	15行目行頭から38文字目まで 15行目43文字目から16行目28文字目まで 16行目33文字目から17行目8文字目まで 17行目13文字目から18行目行末まで	第5-3-、
29	2行目行頭から行末まで							不開示		第5-3-、
	4行目行頭から行末まで							不開示		第5-3-、
	6行目行頭から6文字目まで							不開示		第5-3-

ページ	本件行政文書のうち実施機関が不開示とした部分	実施機関の判断			審査会の判断					
		不開示条項			不開示条項			結論	開示部分	判断の根拠 (答申の該当部分)
		1号	3号	5号	1号	3号	5号			
29	10行目15文字目及び16文字目							開示		第5-3-
	11行目行頭から14行目行末まで							不開示		第5-3-、
	27行目行頭から7文字目まで							不開示		第5-3-
	27行目17文字目から行末まで							不開示		第5-3-、
	30行目27文字目及び28文字目							開示		第5-3-
	31行目行頭から34行目行末まで							不開示		第5-3-、
30	2行目行頭から18行目行末まで							不開示		第5-3-、
	20行目行頭から43行目行末まで							不開示		第5-3-、 第5-5-ウ-
31	1行目行頭から14行目行末まで							部分開示	1行目行頭から行末まで	第5-3-、
	22行目行頭から42行目行末まで							部分開示	28行目行頭から29行目行末まで	第5-3-、 第5-5-ウ-
32	全て							不開示		第5-3-、 第5-4
33	全て							不開示		第5-3-、 第5-4
34	全て							不開示		第5-4
35	全て							不開示		第5-3-、 第5-4
36	全て							不開示		第5-3-、 第5-4
37 56	担任名、印影、本人以外の児童の氏名と出欠記録、欠席者数、出席者数、授業日数及び本月末在籍							部分開示	担任名、印影、欠席者数、出席者数、授業日数及び本月末在籍	第5-6-
57 76	全て							不開示		第5-6-

(注1)

別表1に示した 行目とは、文字が記載されている行を一番上から1行目として、順次数え上げたものである。ただし、空白行及び枠については数え上げていない。

(注2)

別表1に示した 文字目とは、1行中に記録された文字を左詰めにした場合、一番左の文字を1文字目として、順次数え上げたものである。なお、句読点、文頭の記号等及び括弧はそれぞれ1文字とみなしている。文頭及び文中の空白並びに枠については1文字とはみなしていない。